

## 『サポートプラン』を活用した幼稚園・小学校等への支援の実際

井上 和久 西岡 美智子 後上 鐵夫  
(兵庫県立赤穂特別支援学校) (教育相談部)

## I はじめに

本校は、兵庫県の西南端で岡山県との県境にある、赤穂義士と塩で有名な赤穂市の西部に位置している。南は瀬戸内海、周囲は緑に囲まれ、自然環境に恵まれたところである。1976年に知的障害の養護学校として創立し、平成19年、校名を兵庫県立赤穂特別支援学校に改めた。平成19年度の在籍児童生徒数は、小学部33名、中学部14名、高等部32名、計79名である。本校の通学区域は、人口5万1千人余りの赤穂市と3万2千人余りの相生市の大部分である。地域支援の対象もこの通学区域としている。本研究では、支援部のサポートプランを活用した地域支援の取組を報告する。

## II 取 組

## 1 地域支援機能の整備

特別支援教育が本格実施され、本校は、在籍している児童生徒に加えて地域の幼稚園・小中学校等に在籍している障害のある幼児児童生徒を支援する役割を担う特別支援学校になった。

本校では、平成17年度から地域の障害のある子どもへの早期からの教育相談、学校等への支援、関係機関との連携の3つを柱に、地域支援機能の整備を進めた。同年2学期に、本校への就学に関する相談が主だった教育相談から、知的障害に加えてLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害の幼児から高校生までを対象とした教育相談を開始した。その手始めとして、教育相談のリーフレットを作成し、赤穂市、相生市の保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校、福祉や保健等の関係機関すべてに配布した。リーフレットから相談につながったのはわずか2名で、実際に相談が増加したのは保護者や教員間の口伝えによるものであった。

平成18年度には、地域支援の充実と関係機関との連携強化のため、校務分掌に新たに支援部を設置した。専任教員は支援部長の1名で、教育相談は2名体制で実施した。同年、来校による相談に加え、地域の幼稚園、小中学校等へ訪問しての相談を開始した。

平成19年度には、特別支援教育コーディネーターとして3名が指名され、うち2名(支援部所属)が教育相談や幼



図1 兵庫県立赤穂特別支援学校全景

稚園・小中学校等への支援に当たっている。また、相談者の増加に伴い、教育相談専用の部屋として、教育相談室「ふらっと・あいルーム」が新設された。

## 2 教育相談室「ふらっと・あいルーム」

通称「ふらっと・あいルーム」には、「ふらっと」気軽に立ち寄れる'flat'な関係'赤穂の「あ」、相生の「あい」'inclusionの「i(あい)」'愛の「あい」などの意味を込められている。

図2に「ふらっと・あいルーム」付近の様子を示した。地域の保護者や子どもたちが利用しやすいように、玄関を入ってすぐのところに設置した。

図3に部屋の間取り図を示した。幅が4.5m、奥行きが7mある。入って手前の場所には保護者や教員の相談ス

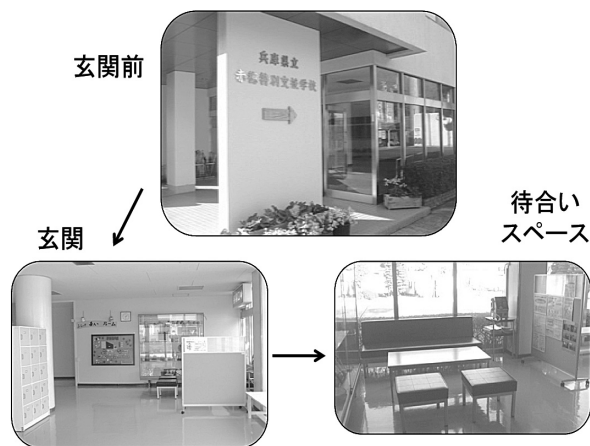


図2 「ふらっと・あいルーム」付近の様子

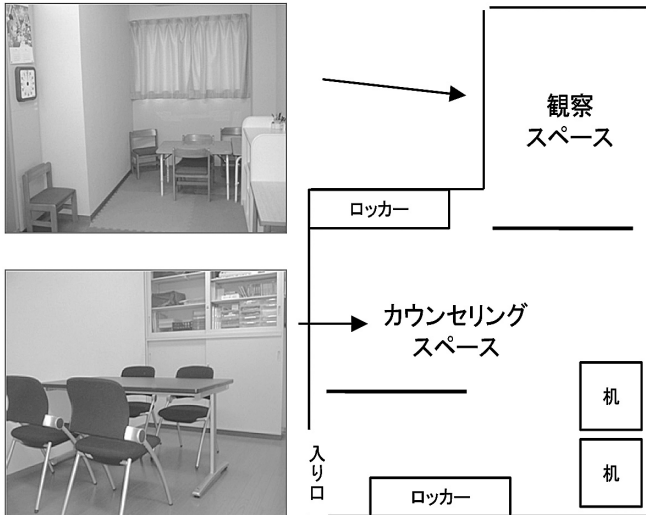


図3 「ふらっと・あいルーム」の間取り図

ペースがある。奥には子どもの遊びや学習などの様子を見たり、検査を行ったりする観察スペースがある。刺激の少ないシンプルな部屋にしている。

### 3 相談支援について

#### (1) 相談支援のスタンス

地域の実情とニーズに対応した支援方法と効果的な支援の提供を目指し、次のようなスタンスで相談を行っている。

- ①地域の子ども、保護者、教師等のニーズに対応した支援を提供する
- ②保護者、教師等と共に考える
- ③子どもの実態を詳しく知る
- ④子どもの実態に基づいた具体的な支援方法（役立つもの）を提供する
- ⑤支援方法を評価、改善していく。

#### (2) 相談支援の形態

本校に来ていただいでる来校による相談、学校等へ訪問しての相談、電話による相談の3つの形態をとっている。

来校による相談は、まず電話により日時を予約し来校していただいている。日曜・祭日、休業日を除く月曜日から金曜日まで、1日に午前1ケース、午後3ケースの時間帯を基本としている。1回の相談は約1時間程度である。午後の4時以降の相談は小学校の保護者からのニーズが高く、2ヶ月程度先まで予約で埋まっている。学校等へ訪問しての相談は、幼稚園や小学校などのコーディネーターや、園長・学校長などからの要請により、日程調整の上訪問している。電話による相談は随時行っている。

#### (3) 相談支援の流れ

相談支援の流れを図4に示した。本校への相談の流れには、保護者からの電話によって相談を開始するルートと学校等から依頼されるルートがある。

保護者からのルートは、直接電話をいただいて、電話で

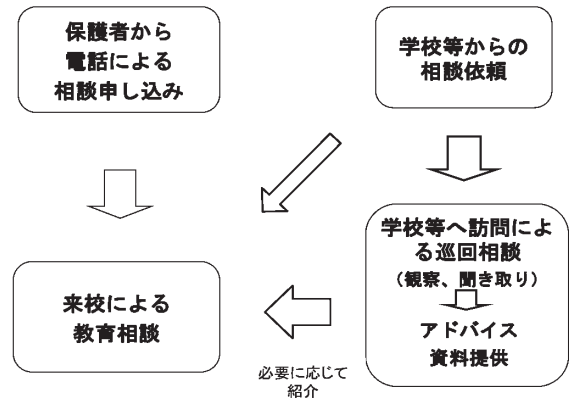


図4 相談支援の手続きの流れ

の相談を行い、希望があれば、来校による相談の日時を決めて相談を開始する。

学校等からのルートは、担任等が本校の来校による相談を保護者に紹介し、保護者が希望した場合は、電話によって日時を決めて相談を開始する。また、担任等から学校等での子どもの状態を観察してほしいと言われるケースも多くあり、そのような要請があった場合は、学校等へ訪問して子どものあそびや授業の様子を観察し、担任等へアドバイスを提供している。その上で、子どもの状態によっては本校の来校による相談を紹介している。

#### (4) 子どものアセスメントと保護者へのカウンセリング

来校による相談の初回では、相談の手続きを行った上で、保護者からの相談内容や子どもの状態などを聞き取ったり、子どもの様子を観察したりする。2回目からの相談は、保護者の希望により、心理検査、学習や運動等のチェック、保護者へのカウンセリングを行っている。

本校では子どもの状態を詳しく把握するため、できる限り細かい情報を入手することを心がけている。保護者や担任教師から家庭や学校での子どもの様子、言葉や運動面の発達の様子などを聞き取り、算数や国語等のノートや幼稚園や小学校で作成した絵などの作品、過去に受けた検査結

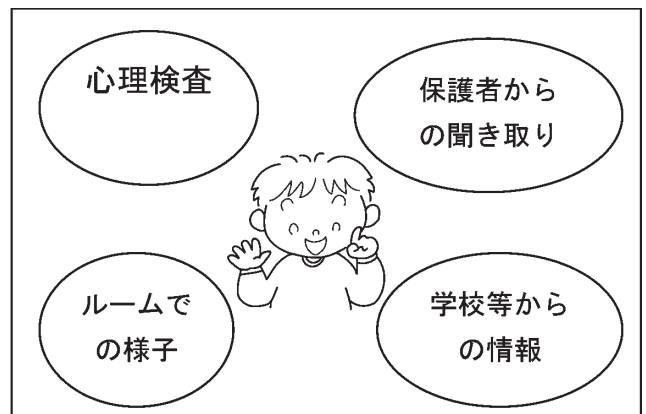


図5 「ふらっと・あいルーム」でのアセスメント

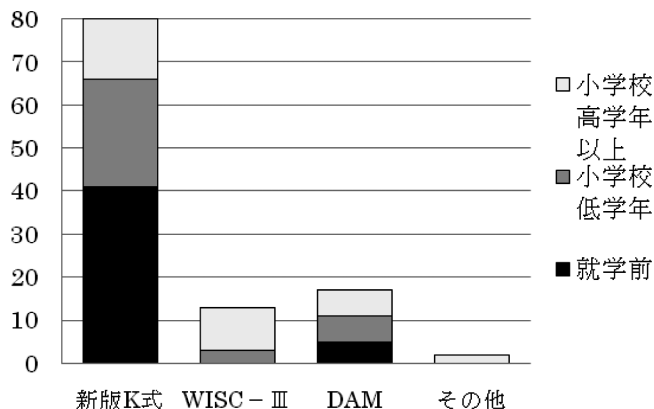


図6 平成19年度に実施した検査の内訳

果や相談内容等も保護者了解のもと、必要に応じて見せていただいている。また、相談室や自立活動室、屋外などでのあそびや学習の様子、会話の様子などを担当者が関わりながら観察している。子どもの状態に応じて、保護者や担任教師にLDI-LD判断のための調査票やKIDS乳幼児発達スケールなどを記入していただくこともある。客観的な指標となる心理検査は、必要に応じ実施している。

平成19年度に実施した心理検査を図6に示した。新版K式発達検査2001が一番多く80人に実施した。41人が就学前の幼児である。小学校の低学年や高学年以上の知的な遅れのある児童生徒にもそれぞれ24人・15人に実施した。WISC-III知能検査は小学生13人に実施した。DAMグッドイナフ人物画知能検査は17人に実施した。その他では、K・ABC心理・教育アセスメントバッテリーとITPA言語学習能力診断検査を子どもの状態に応じて実施した。

保護者へのカウンセリングは、初回面接から行い、子どもの様子や保護者の困っていることなどを聞き取って、その時点で提供できる配慮や支援のアドバイスを行っている。相談を継続していく中で、保護者からは、初回に聞き取った主訴とは異なる相談内容が新たに出てきたり、子育てを振り返って改めて気づいたことを話したり、家族のことや自分の子どもの頃のことを話したりなど、保護者の内面に様々な変化が見受けられる。

### (5) サポートプラン

サポートプランとは、本校が独自に作成し保護者等へ提供している報告書である。口頭でのアドバイスは毎回の相談場面でやっているが、聞き取りや検査等のアセスメントによって子どもの実態把握ができた時点で、保護者の希望により提供している。資料1に様式を示している(幼稚園年長児の例)。様式は、A4用紙2~3枚程度の量である。内容として、前半には、子どもの状態を認知面、言語面、社会性などに分けて示している。後半には、状態に基づいた集団場面での支援と、学習など個別の支援を具体的に示

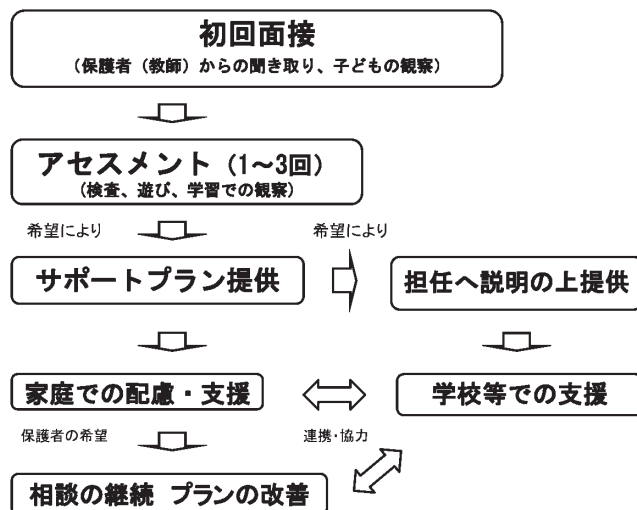


図7 サポートプラン提供の流れ

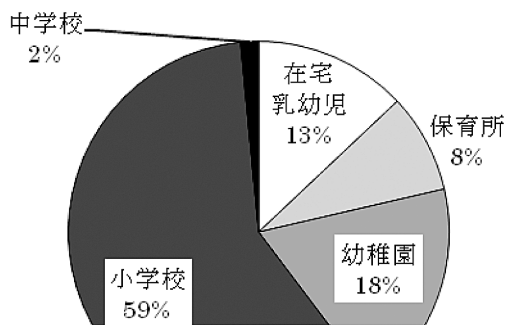


図8 相談利用者の内訳

している。本人・保護者、学校などが困っている内容に重点を置いて、保護者が見てわかりやすいように、イラストなどを多く用いて作成している。また、子どもの年齢や生活環境、所属する学校等も考慮し、支援可能な例を記載するようにしている。

サポートプランは保護者に説明の上、提供している。また保護者の希望により、サポートプランを学校等の担任やコーディネーターにも、来校していただいたりこちらから訪問したりして、説明の上、提供している。

サポートプラン提供後の相談の継続やサポートプランの改善などのアフターケアについては、保護者の希望により実施している。サポートプラン提供後の相談の間隔は1ヵ月から3ヵ月くらいであり、保護者や子どもの状態等から間隔に差を設けている。

### (6) 平成19年度の相談支援の実施状況

平成19年度の「ふらっと・あいルーム」の相談利用者の内訳を図8に示した。相談利用者は131ケースで79ケースが継続中である。小学生が77名で半数以上を占めた。就学前の幼児は62名で4才以下の在宅幼児は17名であった。中学生以上の生徒は2名であった。

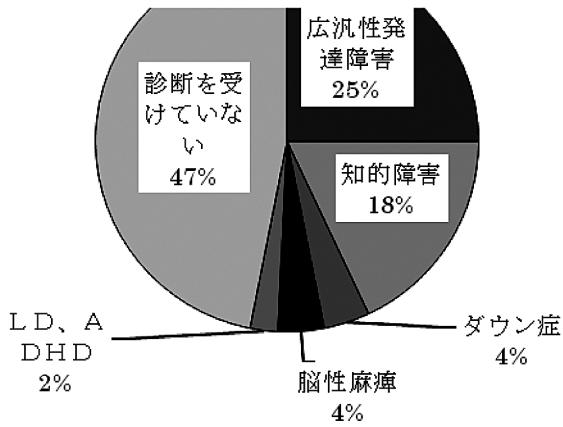


図9 相談利用者の障害の内訳

相談利用者の障害の内訳を図9に示した。診断を受けていない子どもは60名で46%であった。診断を受けた子どものうち、高機能を含む広汎性発達障害は32名で一番多かった。知的障害（広汎性発達障害、ダウン症候群、脳性麻痺等を除く）は23名でダウン症候群は5名であった。脳性麻痺は5名、ADHDは2名、LDは1名であった。

相談における保護者や担任教師が最も困っていることを図10に示した。「授業中に離席がある」「絵本の読み聞かせで座れない」「興味のある物に走っていく」「保護者と手をつないで歩けない」「忘れ物が多い」「片付けができない」など多動や不注意の悩みが33件で一番多かった。「繰り返り下り引き算がとけない」「指を使って数えないと足し算ができない」「文章題の読み取りができない」「文字が整わ

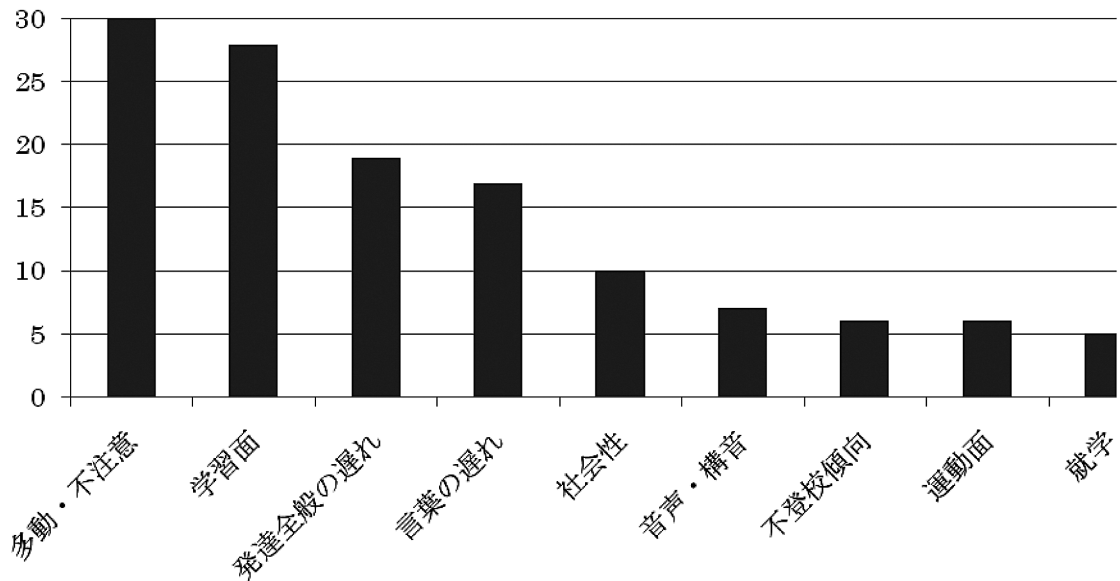


図10 相談における保護者や担任教師の主訴

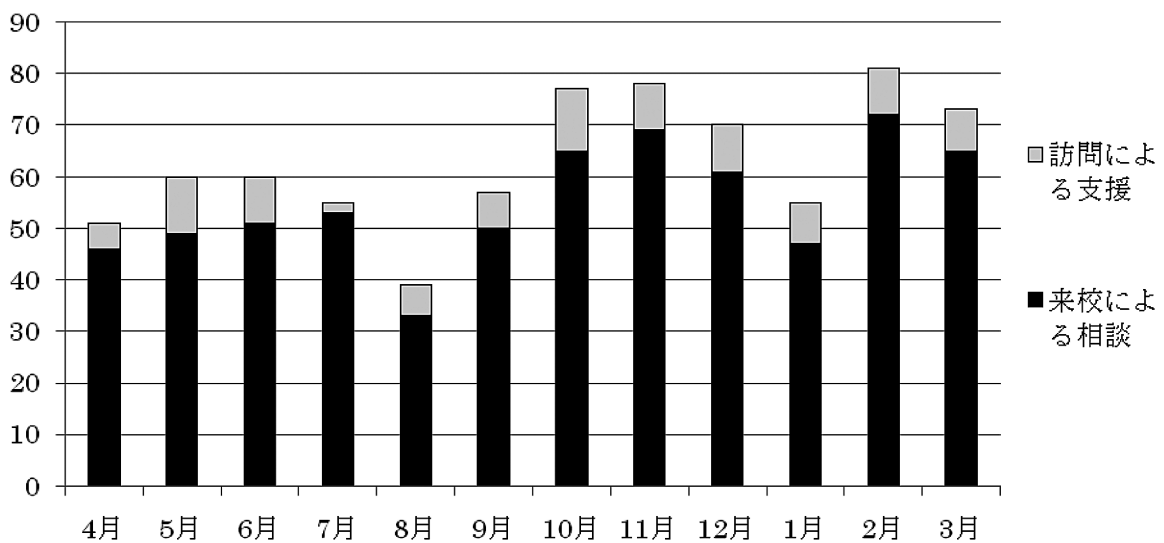


図11 平成19年度来校及び訪問による相談支援の月別件数

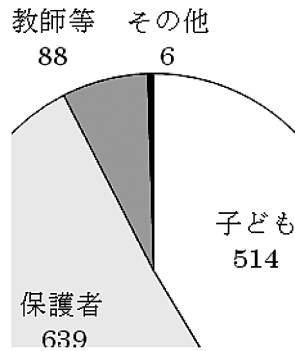


図12 来校による相談者の内訳

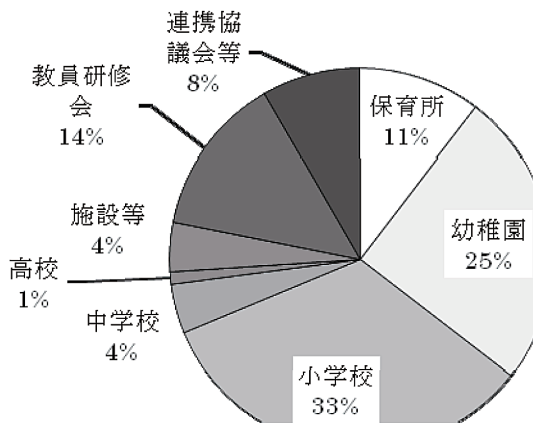


図13 学校等へ訪問しての相談の内訳

ない」「日記が書けない」など学習面での悩みが28件で2番目に多かった。「病院で2才ぐらゐの遅れがあると言われた」など発達全般の遅れが19件で、「言葉があまり出ない」などの言葉の遅れが17件あった。「教室に入れない」「校門で母親から離れることが難しい」「1週間に何日も学校を休む」など登校に関する悩みも6件あった。「平均台がわたれない」「縄跳びができない」など運動面に関する悩みも6件あった。

平成19年度の来校による教育相談の件数と、幼稚園・小学校等への訪問による支援の件数を図11に示した。来校による教育相談は、4月の46件から始まり、1学期は月50件前後の来校があった。2学期は60件を超えることが多くなり、3学期の2月は72件で最も多くなった。1年間の合計は661件で、平成18年度の年間420件から57%増加した。

平成19年度に来校による相談者は1,247人で、その内訳を図12に示した。保護者は639人で子どもは514人であった。教師は88人であった。

平成19年度の学校等へ訪問しての相談は96件で平成18年度の59件から63%増加した。

学校等へ訪問しての相談の内訳を図13に示した。小学校

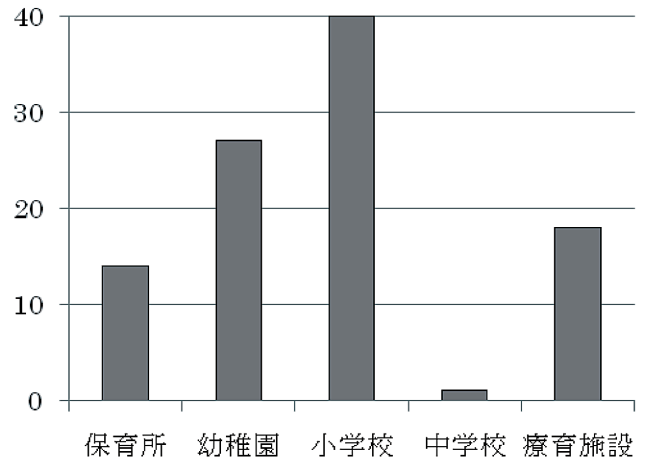


図14 サポートプラン提供先の内訳

への訪問は32件で一番多かった。幼稚園と保育所はそれぞれ24件と10件であった。高校へは校内研修会の1件であった。市の教育委員会や教育研修所等主催の研修会への講師派遣は13回であった。連携協議会への参加の内訳は、「赤穂市就学のための連携連絡会」2回、「赤穂市障害者自立支援会議児童部会」2回、「赤穂市デイサービス事業「あしたば園」運営会議、ケース会議」4回であり、助言等を行った。

#### (7) サポートプランをツールとした学校等への支援実施状況

平成19年度において、サポートプランは84ケースに提供した。そのうち、98%に当たる82ケースについて保護者の希望があり、保育所・幼稚園や小学校などに提供した。学校等へのサポートプランの提供に当たっては、担任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて園長や校長等の管理職へサポートプランを説明し、子どもの状態、学校での配慮や支援の具体的方法や「個別の指導計画」作成についてのアドバイスを行った。

サポートプラン提供先の内訳を図14に示した。小学校には40ケース提供した。幼稚園、保育所にはそれぞれ27ケース、14ケース提供した。就学前の子どもについては、保育所・幼稚園に加えて保護者の希望に応じて同じサポートプランを児童デイサービス事業「あしたば園」に18ケース提供した。中学校へは1ケースであった。

#### (8) サポートプランを提供しての効果

サポートプランを提供した保護者や幼稚園・小学校の担任や校長、園長等に、提供後に感想を伺った。それらを表1、表2に示した。

表1 保護者からの感想

- 「内容が具体的でわかりやすかった。」
- 「子どもが今まで、なぜできなかったのかが理解できた。」
- 「今日からすぐにできそうな気がする。」
- 「学校に伝えてくれるのがありがたい。」
- 「学校でやってもらえることと家でやること書かれているのがうれしい。」
- 「実際にやってみて子どものこだわりが減って少し楽になった。」
- 「書かれていることをやってみたが、なかなかうまくいかない。」

表2 保育所、幼稚園、小学校関係者からの感想

- 「学級での配慮と具体的な指導があつてとてもよい。」
- 「自分たちの疑問に思っていたことが分かった。」
- 「すぐにできそうなことが書かれていてうれしい。」
- 「指導の手立てにとても役立った。」
- 「指導計画を立てる際の具体的な資料になった。」
- 「どんなものか楽しみにしていた。」
- 「この児童になぜうまく指示が伝わらなかったのかが分かった。」
- 「保護者と話ができる材料になった。」
- 「クラス全体の指導の配慮に役立った。」
- 「普通学級ではできないことがある。」
- 「実際にみたがうまくいかなかった。」

多くの保護者や先生方にサポートプランを利用しているのは、アドバイスを文字や図で示すことで活用しやすいものであったと思われる。口頭による説明では、時間の経過とともに記憶が曖昧になったり、連携をとっていくうちに内容が正確に伝わらなかったりすることも考えられる。文書で複数の人に同じ情報を提供できることにより、サポートプランが保護者と先生方が支援する際に大切な共通理解のツールになった。そのことにより家庭での子育て上の子どもの理解や配慮、保育所・幼稚園や小学校等での配慮や指導への助けになり、子どもの困ったことの軽減、自尊心や自己効力感のアップにつながったと考えられ

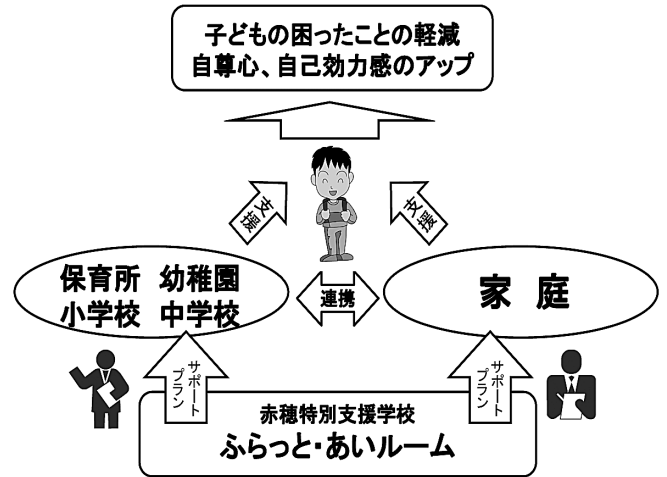


図15 サポートプランの効果

る。

#### 4 今後の課題と対応について

##### (1) サポートプランをツールとしての継続した支援について

保育所・幼稚園や小学校ではサポートプランを利用いただき、子どもへの支援に一定の効果が得られるようになった。しかし、中学校や高等学校ではまだほとんど提供できていない現状がある。また、卒園や卒業後どのように支援を継続していくのかも課題となっている。そのため、本校としては、サポートプランを支援の継続のツールとしても活用しやすい内容にする工夫が必要と思われる。

サポートプランをツールとして活用した支援の継続構想を図16に示した。まず始めに、「ふらっと・あいルーム」がサポートプランを作成して療育機関と連携しながら保育所や幼稚園を支援する。幼稚園ではそれを材料にして「個別の指導計画」を作成して実施する。対象の子どもが幼稚園を卒園するとき、小学校へ「個別の指導計画」を引き継ぎ、支援を移行する。本校は、サポートプランを改善して小学校に提供する。そして、小学校では、幼稚園の「個別の指導計画」と本校のサポートプランを材料に「個別の指導計画」を作成する。同じような流れで中学校でも支援を継続してもらおうというものである。この一連の流れにより、幼児期から主要な教育や療育の機関が連携し、一貫して継続した支援が可能になるのではないかと考えている。

##### (2) 赤穂市関係機関との連携した支援について

赤穂市の子ども及び保護者が相談や療育できる支援機関を図17に示した。特別支援教育が学校や地域で浸透するにつれて、相談や特別な支援を希

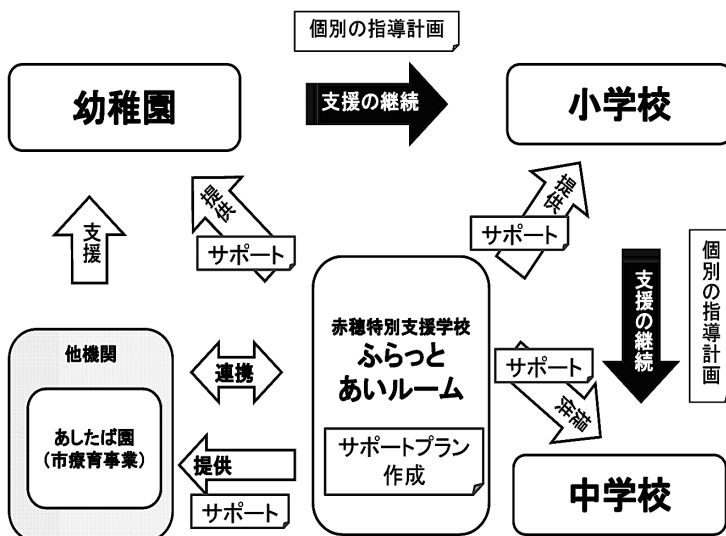


図16 サポートプランをツールとして活用した支援の継続構想

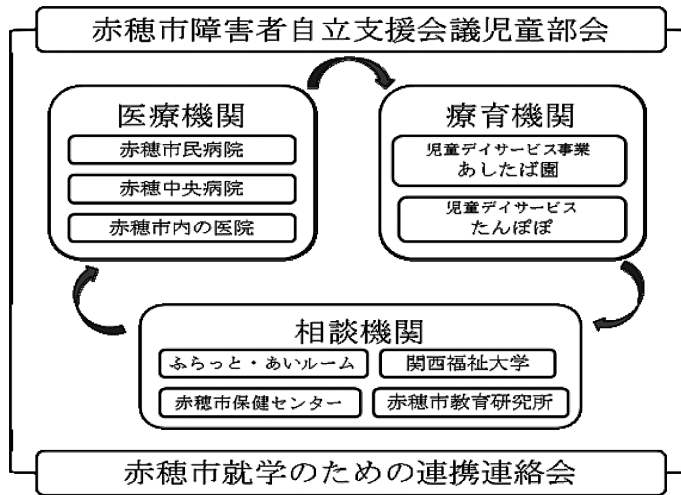


図17 特別な支援が必要な子どものための支援機関

望する保護者が増加している。平成20年度の赤穂市デイサービス事業「あしたば園」の申込が増加し、支援が必要にもかかわらず待機せざるを得ない幼児が出てきている。また、本校「ふらっと・あいルーム」への相談希望者も急増している。その一方で複数の機関で支援を定期的に受けている子どももいる。このような現状を改善するためには、支援を必要としている保護者や子どもが適切な支援を受けられるように、地域の支援機関が連携しながら調整してい

く必要がある。赤穂市では、就学前の子どもを対象にした「障害のある子どもの自立支援会議の児童部会」（平成19年度から）と就学児童生徒を対象にした「就学のための教育連携連絡会」（平成18年度から）が発足し、教育、福祉、保健関係機関が支援のあり方を協議している。本校も支援機関として参加している。今後は急増するニーズに対応するためにこれらの連絡会を拠点とし、市に在住する特別な支援を必要とする子どもや保護者の支援のため、保育所、幼稚園、小学校、中学校と関係機関が連携して地域の支援資源を効率的に運用できるシステムの構築が必要となる。

### Ⅲ おわりに

地域支援を本格的に実施し、サポートプランを提供し始めて2年が経過した。赤穂市、相生市の保育所、幼稚園、小学校との連携も徐々に深まり、地域を支援していく学校として理解いただけるようになってきた。また、地域の療育機関や保健センター等との担当者間の連携も進んできており、特別支援教育の地域のセンターとしての役割の一部は担えるようになった。今後、さらに本校が地域のニーズに応じてその役割を果たすため、担当職員の幅広い専門性を向上し、関係機関との連携をより密にしながら役立つサポートプランの改善を進めたい。

資料1

平成 年 月 日  
県立赤穂特別支援学校

赤特さんのサポートプラン

担当 \_\_\_\_\_

お子様の状態	
1	認知の状態 ・見本を見ながら、いろいろな模様や形を作成したり描いたりすることが得意です。 ・目で見えて記憶することが得意です。耳で聞いて記憶することが苦手です。
2	コミュニケーション、社会性の状態 ・氏名、年齢、性別、色の名称の理解ができています。 ・左右の理解、指の数の理解が難しいです。 ・身体の一部をイメージして人物画を描くことがとても苦手です。 ・身近な出来事であれば、状況を理解して解決方法を言葉で話すことができます。 ・身近な物の用途を答えることが苦手です。
3	数の理解 ・大小、長短、重軽の理解ができています。 ・10までの物を1対1で数えることができます。 ・10個ある中から、指示された数だけを取ることは難しいです。



## 支援について

### 1 集団活動場面では以下のような支援が考えられます。

- ① 言葉の指示は短く簡潔にしましょう。理解できているか確認をしましょう。
- ② 初めてのことや慣れないことなどをするとき、言葉の指示だけでなく、具体物や絵カード、動作などで見本を示しましょう。

(例)「今からお絵かきをします。」

「机の上に、色鉛筆と画用紙を出しましょう」



- ③ ボディイメージを養う遊びや運動などをしましょう。  
ダンスやリトミック、手遊び歌などで楽しく身体を動かし、  
身体部位に関心を持たせましょう。



### 2 個別活動場面では以下のような支援が考えられます。

- ① 記憶する力を養いましょう。

〈例〉

・物の名前や数字などを聞いて覚え、絵カードなどからそれを順に選びましょう。

絵カードを裏向けにします。

「今から先生が物の名前を言います。1回しか言わないよ。よく聞いてね。」

「鉛筆、傘」「先生が言ったものはどれかな？」5秒後

カードを表に向けて、順に言いながら指さしをさせる。



・同じように、数字カードで行います。 「3, 9, 5」 → 

7	9	3	5
---	---	---	---

・記憶力を養う会話を生活の中に取り入れましょう。「昨日の晩御飯は何を食べた？」

- ② 言葉での表現力を養いましょう。

〈例〉

・絵カードや実物などを使って物の用途を答える。

「くつは何するもの?」「はくもの」「かさは?」

「バスは乗りものだね」「自転車は?」



- ③ 数の概念を養いましょう。

〈例〉

・10までの身近な物を、一つずつ声を出しながら数える。

「車が1、2、3…。全部で6つある。」

・たくさんある中から指示された数だけ取る。

「ケーキを2つだけ取って。」

・指を使って数える。

\*間違わない数え方(数えたものを横へ移動させるなど)も工夫しましょう。

・身体部位の数に関心を持たせる。

実物や絵、写真などを見ながら、

「目はいくつある?」「右手の指は何本かな?」「猫の足は何本かな?」など

